

法人設立時の  
登録免許税が  
半額になります!

# 川崎・武蔵小杉アントレサロンのご利用者は、 メリットがあるのでご活用ください。

川崎市の創業支援事業計画に当社の施設が入っています。

当社の施設「川崎アントレサロン」「武蔵小杉アントレサロン」は、国から認定を受けた、川崎市の「創業支援事業計画」に入っていますので、これにより、これから創業する方や、創業してから5年未満の方は以下のメリットを活用できる可能性があります。

## メリットは3つ!

### ①株式会社や合同会社を設立する際の登録免許税が半額になります!

たとえば、株式会社の登録免許税が15万円の場合は7.5万円に、合同会社の6万円は3万円

### ②融資を受ける際、信用保証協会による保証限度額が増えます!

・保証限度額 1,000万円→1,500万円に拡大 ・申し込み時期 創業の2ヵ月前→創業の6ヵ月前から可能

### ③日本政策金融公庫「新創業融資制度」の申込み要件が緩和されます!

無担保・無保証人の「新創業融資制度」の自己資金要件を満たすものとみなし、本制度の申込が可能

## 法人設立時に登録免許税半額のメリットを受けるためには?

このメリットを受けるためには、以下の流れで行ってください。

### 1.川崎アントレサロンまたは 武蔵小杉アントレサロンを内覧・お申込ください。

内覧時に本制度についてご説明させていただきます。  
その上で、本制度の活用を希望する方には、裏面のお申込内容を伺います。

### 2.1か月以上入居するとともに、弊社と4回以上 面談し、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する 知識を学び、修了証の発行を受ける

<面談の予約方法>

TEL:044-244-7340

予約受付時間|平日9~21時、土曜9~18時



### 3.川崎市役所で証明書を発行してもらうこと

※証明書の発行手数料は無料です

<連絡先は以下の通りです>

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階  
川崎市経済労働局次世代産業推進室  
ベンチャー産業創出担当 TEL:044-200-2407

### 4.いよいよ法人を設立します。

川崎市役所でもらった証明書を、法人を設立する際に法務局へ提出すると、  
登録免許税が半額になります。

1.川崎アントレサロン  
または  
武蔵小杉アントレサロン  
の利用を申し込み

2.弊社と面談を  
4回実施し、  
修了証の発行を受ける

3.川崎市へ証明書発行依頼

4.法人設立

法人設立の  
登録免許税が  
**半額**に!

本事業のお問合せ先 銀座セカンドライフ株式会社 アントレサロン

TEL:044-244-7340 E-mail:info@entre-salon.com

## 表面の面談を申し込む場合は、以下にご記入ください。

ご提出いただいた個人情報は、法令の定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外利用することや第三者に提供することはありません（秘密厳守）。

ふりがな			年齢	性別	
お名前					
お住まい住所	〒( - - )				
法人登記予定 住所 <small>※未定の場合は「未定」と お書きください</small>	〒( - - )				
電話番号		法人設立予定日			
メールアドレス					
起業予定の 事業内容					
アドバイスを 受けたい内容					
備考 <small>(特にご要望が あればその内容)</small>					

## 「創業支援事業計画」とは

産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援機関等と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施するもので、国が認定することになっています。認定により、当社の施設である川崎アントレサロン、武蔵小杉アントレサロンにつきましては、川崎市の「特定創業支援事業」と位置づけされましたので、当サロンのご利用者で川崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業において規定の要件を満たした方は、表面のメリットを受けるようになりました。

### お問い合わせ先

銀座セカンドライフ株式会社 <http://entre-salon.com/kigyo/kawasaki/>  
レンタルオフィス 川崎アントレサロン

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル4階 TEL 044-244-7340

レンタルオフィス 武蔵小杉アントレサロン

川崎市中原区小杉町1-403 小杉ビルディング新館7階705 TEL 044-739-5125